

- さいたま市と岩槻市との合併に伴う課題のうち岩槻市が加入する埼葛清掃組合と埼葛斎場組合の一部事務組合に関する課題の取扱いについて
- 課題解決の方針を岩槻市で作成することになりました。
- 合併することになった場合の岩槻市の行政区の範囲、名前

○さいたま市と岩槻市との合併に伴う課題のうち岩槻市

が加入する埼葛清掃組合と
埼葛斎場組合の一部事務組合に関する課題の取扱いについて

○合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の定数の取扱いについて

○取扱い案をそれぞれ両市の議会で作成することになりました。

12月25日、第4回任意合併協議会が開かれました。会議では、地下鉄7号線延伸整備事業に係る知事所見回答後の状況、さいたま市と岩槻市との合併に伴う事務事業一元化の基本方針、新市建設計画案の策定方針の3件が報告され、了承されました。

また、次の3件の事項が提案され、それぞれ持ち帰り検討することとしました。

第4回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会



第5回 さいたま市・岩槻市 任意合併協議会

1月20日、第5回任意合併協議会が開かれました。会議では、両市が合併した場合の事務事業の取扱いについて8件が提案され、それぞれの事項について持ち帰り検討することとしました。

提案された事項の総括調整方針（太字）とそれぞれの主要項目の調整方針は、次のとおりです。

財産の取扱い

岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐものとする。